

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第129回）議事概要

1 日 時

令和5年1月20日（金）9時30分～10時59分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、  
西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

（3）総務省

竹村総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、  
近藤総合通信基盤局総務課長、  
植松事業政策課市場評価企画官、  
片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、  
柴田料金サービス課課長補佐、  
山口電気通信技術システム課長、  
安藤電気通信技術システム課番号企画室長

（4）事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3155号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、情報通信審議会答申（固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方）を踏まえ、ワイヤレス固定電

話の提供開始に伴う接続料算定方法等について所要の制度整備を行うため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部改正について答申したものを。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3156号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、音声伝送携帯電話番号の指定条件を緩和するため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部改正について答申したものを。

(2) 「諮問を要しない軽微な事項について」の一部改正について

審議の結果、改正することが適当との部会決定をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正する省令の施行に伴い、必要となる規定の整理のため、「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号）における該当部分の改正を行うもの。

(3) 諮問事項

ア 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定について【諮問第3158号】

審議の結果、本件について意見募集を実施し、提出された意見を踏まえ審議を行うことを決定した。

【内容】

本件は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の4の規定に基づき、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第30条第3項第2号に規定するNTTドコモの不当な優遇禁止の対象となる電気通信事業者の指定について諮問を受けたもの。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3159号】

審議の結果、本件について、必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成

されていることから、必要的諮問事項の部分も含めて総務省において意見募集を実施することを決定し、提出された意見を踏まえ、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討を行うこととした。

**【内容】**

本件は、電話網の I P 網への移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定方法及びワイヤレス固定電話の提供開始に伴う同制度に基づく補填に係る規定の整備等を行うもの。

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第 3 1 6 0 号】

審議の結果、本件について意見募集を実施し、提出された意見を踏まえ審議を行うことを決定した。

**【内容】**

本件は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 7 0 号）等を踏まえ、卸協議の適正性の確保に係る制度整備を行うもの。

エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和 5 年度の接続料の改定等）について【諮問第 3 1 6 1 号】

審議の結果、本件について意見募集及び再意見募集を実施し、提出された意見及び再意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

**【内容】**

本件は、電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 3 3 条第 2 項に基づく接続約款の変更認可について諮問を受けたもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省 H P において公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 福田・望木

電 話：0 3 - 5 2 5 3 - 5 6 9 4

メール：ip-council@soumu.go.jp